

令和 7 年度(第 1 期) 日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

(対象事業等)

- 日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担額の改定案について

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料等の改正案に対する意見について

本委員会は、手数料、使用料等に関する事項について、市長の依頼に基づき「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」を踏まえて会議を実施、委員会としての意見をとりまとめ、市長に意見及び助言をするものである。

令和 7 年 5 月 13 日

日野市長 古賀 壮志 様

日野市手数料、使用料等検討委員会

委員長 堀江 優子

委員 河合 利春

委員 比留間 文彦

(※委員は五十音順)

1 議案

本委員会にて審議した議案は、次の1件である。

議案	内容
第1号	日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担額の改定案について

2 意見内容

各議案について検討した結果を以下に示す。市長はこの内容を参考とし、方針を決定されたい。

議案	内容	検討結果
第1号	日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担額の改定案について	原案のとおり制定することが妥当であるとする。

なお、審議した具体的な案は、6ページ以降のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（令和6年10月30日最終改正。以下、「ガイドライン」という。）」に基づき算定した事務経費、現行の手数料などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 各議案の詳細

(1) 議案第 1 号 日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担額の改定案について

① 制度概要

- 特定教育・保育施設又は特定地域型保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）は、利用者負担額（所謂「保育料」）を支払う必要があり、この利用者負担額は、保育所においては実施主体である市町村が、私立の地域型保育事業は当該施設が徴収する。
- 利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令第 4 条に基準額が設定されている。市町村はこの基準額を限度として、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案した額を定めるものとされており、日野市では、日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（以下「本条例」という。）別表第 1 にて定めている。

② 無償化の経過

- 令和元年 10 月、国の幼児教育保育の無償化により、国の保育料は、3 歳以上児は無償、0～2 歳児の住民税非課税世帯が無償となり、課税世帯は一部無償となった。
- 令和 5 年 10 月、東京都保育所等多子世帯負担軽減事業により、0～2 歳児の第二子以降の保育料は無償となった。
- その後、東京都は第一子無償化も行うとし、令和 7 年 9 月より、0～2 歳児の第一子の保育料も無償となるもの。

③ 改定案の詳細

(1) 内容

- 令和 7 年 9 月より、0～2 歳児の第一子の保育料を 0 円とする。
- これにより、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の保育料の徴収はなくなる。

(2) 改定案の概要

ア 現状

- ① 1 号認定（3 歳児以降）の子どもに関する教育・・・・・・・・・・ 0 円
- ② 2 号認定（3 歳児以降）の子どもに関する保育・・・・・・・・・・ 0 円
- ③ 3 号認定（3 歳児未満）の子どもに関する保育のうち第二子以降・・・・ 0 円
- ④ 3 号認定（3 歳児未満）の子どもに関する保育のうち第一子・・・・ 条例別表第 1 に定める額

イ 改正（案）

条例別表第 1 を削除し、保育料を 0 円とする旨規定。

④ 改定理由

- 東京都の改正に合わせたものであり、都内全自治体において実施予定である
 - 教育・保育給付認定保護者の負担軽減につながる
 - 東京都からの補助金により、市の負担額が軽減される
- 上記より、本改定案は妥当であると考えするため。

⑤ 委員会の意見総括

- 本改定案について、東京都による無償化に合わせたものであり、保護者の負担軽減、また、市負担額の軽減を図ることが可能なため、妥当なものと考えられる。

4 資料（抄）

（１） 議案第 1 号 日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担額の改定案について

① 改定案について

（１） 内容

- 令和 7 年 9 月より、0～2 歳児の第一子の保育料を 0 円とします。
- これにより、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の保育料の徴収はなくなります。

（２） 改定案の概要

ア 現状

- ① 1 号認定（3 歳児以降）の子どもに関する教育・・・・・・・・・・ 0 円
- ② 2 号認定（3 歳児以降）の子どもに関する保育・・・・・・・・・・ 0 円
- ③ 3 号認定（3 歳児未満）の子どもに関する保育のうち第二子以降・・・・ 0 円
- ④ 3 号認定（3 歳児未満）の子どもに関する保育のうち第一子・・・・ 別表の額

イ 改正（案）

別表を削除し、保育料を 0 円とする旨規定。

（３） 無償の中身

ア 都の補助制度

○既存の「保育所等多子世帯負担軽減事業」を改正し、国基準保育料を市町村に補助

〔令和 7 年 4 月 1 日施行〕

- ① 保育所等利用世帯負担軽減事業実施要綱
- ② 保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金交付要綱

	国基準保育料	
私立	都 10/10	
公立	都 1/2	区市町村 1/2

○10/10 の中身

- ・ 国基準に対する日野市基準の割合（市基準/国基準）・・・ R5 年度実績 41.5%

【例】

- ・ 3 号児第一子標準認定・所得割課税額 397,000 円の所得階層⑧の場合

【国基準】	保護者負担額 (国基準=104,000 円)	
【現状】	市町村独自軽減 (市負担=59,900 円)	保育料 (市基準=44,100 円)
【R7.9～】	都の補助で軽減	

○保育料収入が 0 円になる。
○代わりに、市町村独自軽減分も含めて、国基準保育料分が都補助で入る。

② R5 民間保育所 扶助費内訳

【認可保育所29施設合計】※本園＋分園で1施設カウント

民間保育所扶助費						
5,409,576,000						
100.0%						
公定価格				市単独加算		
3,939,574,000				1,470,002,000		
72.8%				27.2%		
国徴収金基準額	法定国負担	法定都負担	法定市負担	国補助金	都補助金	市負担
681,085,450	2号: 50%	2号: 25%	2号: 25%			
12.6%	3号: 58.23%	3号: 20.885%	3号: 20.885%			
徴収した保育料等 市が肩代わりする保育料相当分						
243,424,000	437,661,450	1,792,141,000	739,297,000	9,027,000	559,243,000	901,732,000
4.5%	8.1%	33.1%	13.7%	0.2%	10.3%	16.7%

【1施設あたり】

民間保育所扶助費						
186,537,103						
100.0%						
公定価格				市単独加算		
135,847,379				50,689,724		
72.8%				27.2%		
国徴収金基準額	法定国負担	法定都負担	法定市負担	国補助金	都補助金	市負担
23,485,705	2号: 50%	2号: 25%	2号: 25%			
12.6%	3号: 58.23%	3号: 20.885%	3号: 20.885%			
徴収した保育料等 市が肩代わりする保育料相当分						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
8,393,931	15,091,774	61,797,966	25,493,000	25,070,709	311,276	19,284,241
4.5%	8.1%	33.1%	13.7%	13.4%	0.2%	10.3%

⇒R7.9～都負担に

現状 負担割合	国負担 (③+⑥)	都負担 (④+⑦)	市負担 (②+⑤+⑧)	保護者負担 (①)
	62,109,241	44,777,241	71,256,690	8,393,931
	33.3%	24.0%	38.2%	4.5%

R7.9～ 負担割合	国負担 (③+⑥)	都負担 (④+⑦+①+②)	市負担 (⑤+⑧)	保護者負担
	62,109,241	68,262,947	56,164,916	0
	33.3%	36.6%	30.1%	0.0%

5 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和7年4月28日	議案第1号に係る審議検討
令和7年5月2日～5月13日（書面開催）	報告書等の確認

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順（◎委員長、○副委員長）

役割	氏名	内容
	河合 利春	公募市民
○	比留間 文彦	公募市民
◎	堀江 優子	学識経験者

令和 7 年度（第 1 期）日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

作 成 日：令和 7 年（2025 年）5 月 13 日

作成：日野市手数料、使用料等検討委員会

所管部署：日野市企画部企画経営課

〒191-8686

東京都日野市神明 1-12-1 日野市役所

電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電 話：042-514-8069（企画経営課）

F A X：042-581-2516

E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
